

第10回津地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成19年12月4日(火)午後1時30分～午後4時30分

2 開催場所

津地方裁判所B館4階大会議室

3 出席者

(委員)

岩脇圭一委員, 江成幸委員, 河瀬由美子委員, 新明智子委員, 曾我部一志委員,
高田健一委員長, 滝澤多佳子委員, 竹林憲明委員, 田辺恵子委員, 西澤博委員,
堀内照美委員, 山田伝夫委員(五十音順)

(オブザーバー)

鵜飼祐充刑事部判事

(事務担当者)

小川事務局長, 谷口民事首席書記官, 山下刑事首席書記官, 村瀬事務局次長,
水谷総務課長, 今堀総務課課長補佐

4 議事

(1) 開会

(2) 委員長あいさつ, 新任委員紹介

(3) 裁判員制度の概要と評議についての裁判官の説明

(4) 裁判員法廷棟の見学

(5) 模擬評議録画の上映

(6) 意見交換(テーマ「裁判員(国民)に分かりやすい裁判員裁判の進め方～裁判員裁判の評議について～」)の要旨(委員, 裁判所)

評議については, 結論を出すまでじっくりと, 時間の許す限り, 議論を重ねていく必要があると考える。

裁判員の中にオピニオンリーダー的な方がいると意見が引っ張られてしまうことも考えられるので、全ての裁判員の率直な意見を引き出すためには、裁判官の評議に関する説明や進行における役割は重要だと思う。また、模擬評議の様子を見て、多様な意見が出た場合にまとめていくことの困難さを感じた。

評議の進行では、そのやり方の問題はあるが、裁判官のリードが重要となってくると思う。

評議を行って判決を決めていくという裁判員制度の充実のためには、小・中学生の世代から議論を行い、思考を深めていくような育成が大切であると考え

る。これまでに実施した模擬評議では、比較的、議論に慣れた方が多かったが、今後は、幅広い層からの参加を求め、実証を深めていく予定である。

確定的な証拠がない事件では、事実関係を認定する困難さを感じた。殺意の有無の判断では、裁判員の主観に左右される場合も考えられ、裁判員が曖昧な考えで判断をしてしまうと、後で罪悪感を感じるのではないかと考えられる。

裁判員制度は、国民の皆さんのいろいろな感覚や経験に根ざした多様な視点を刑事裁判に反映させ、より分かりやすい裁判を実現することにあるので、皆さんの感覚や経験をもとにした率直な意見を述べていただければ良いと考える。また、不確かなことで人を処罰することは許されないので、証拠を検討した結果、常識に従って判断し、罪を犯したことは間違いないと考えられる場合は有罪に、疑問があるときには無罪としなければならないという刑事裁判のルールがある。

ショッキングな証拠を見なければならぬような事件での裁判員への心のケアが必要だと思う。

裁判員裁判については、不安も大きいですが、これまで専門家が行ってきた裁判に一般の国民が参加することで、国民の感覚を良い意味で反映することができるという点で意義のあるものだと思う。

(7) 次回意見交換のテーマ

「 裁判員 (国民) に分かりやすい裁判員裁判の進め方について ~ 模擬評議体
験 ~ 」

(8) 次回期日

平成 2 0 年 7 月 1 6 日 (水) 午後 1 時 3 0 分から